

積立定期預金「個別型」規定

1. (預金の預入れ等)
 - (1) この預金の預入れは、1口100円以上とし、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ずこの通帳を持参してください。
 - (2) この預金は自動振替の方法により預入れることができます。この場合、振替月、振替日、振替金額、引落口座、定期預金の種類等は別に提出された所定の書面に記載の通りとします。
2. (証券類の受入れ)
 - (1) 小切手その他の証券類を受入れたときには、その証券類が決済された日を預入日とします。
 - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入の記載を取消したうえ、当店で返却します。
3. (預金の種類・継続の方法等)

この預金への預入れおよび継続は、あらかじめ指定を受けた型区分により次のとおり取扱います。

 - (1) 自由型(エンドレス型)の場合
 - ① 各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続の新型期日指定定期預金(預入日の3年後の応当日を満期日とします。)とします。
 - ② 前号により預入れされた定期預金は、満期日に元利合計金額をもって同一種類の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
 - ③ 第1条第2項および前号による預入・継続の取扱いに際し、これらの預入日・継続日が同一日となる定期預金については、これらを合算した金額をもって一口の定期預金とします。
 - (2) 目標日指定型の場合

各預入れまたは継続の都度、あらかじめ指定をうけた目標日までの期間に応じ、次の種類・方法により定期預金を作成しこの預金に預入れます。なお、この預金は目標日の1ヶ月前まで預入れることができます。

 - ① 預入日から目標日までの期間が1ヶ月以上1年未満の場合、各預入日に目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)とします。
 - ② 預入日から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合、各預入日に目標日を満期日とする新型期日指定定期預金とします。
 - ③ 預入日から目標日までの期間が3年超の場合
 - (ア) 預入日から目標日までの期間が3年超3年1カ月未満の場合には、3年後の応当日を満期日とする新型期日指定定期とし、満期日の自動継続は停止します。
 - (イ) 預入日から目標日までの期間が3年1ヶ月以上の場合には、各預入日にまず預入日の3年後の応当日を満期日とする新型期日指定定期預金とし、その満期日に元利合計金額をもって前①、②、③-(ア)の方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、目標日までの期間(以下「残りの期間」という。)に応じた定期預金に継続します。
 - (ウ) 前(イ)の場合に残り期間が3年1ヶ月以上になるときは、前(イ)の方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、残りの期間に応じた定期預金に継続します。
 - ④ 定期預金のおまとめ

第1条第2項および前項(イ)による預入・継続の取扱いに際し、これらの預入日・継続日が同一日となる定期預金についてはこれを合算した金額をもって1口の定期預金とします。
4. (支払時期等)
 - (1) 自由型(エンドレス型)の場合
 - ① 第3条第3項自由型の場合の各別の定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日(継続したときはその満期日)以後に支払います。この継続停止の申出は満期日までに行ってください。
 - ② あらかじめ指定をうけた定期預金の種類が新型期日指定定期預金の場合には、預入日(継続は含みます。)から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には、1万円以上の金額に対して行ってください。

- ③ 前号による変更後の満期日から1ヶ月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 目標日指定型の場合

- ① 第3条第2項目標日指定型の場合の各別の定期預金は、目標日以後にまたは継続停止の申出があった場合は、満期日以後に支払います。この継続停止の申出は満期日までに行ってください。
- ② 定期預金の種類が新型期日指定定期預金の場合には、前項の②、③を準用します。

5. (利息)

- (1) この預金口座の各別の定期預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）現在における当行所定の利率によって計算します。

① 各別の預金が新型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。なお、利息（税引後）は満期日に元金に組入れます。

1年以上2年未満	当行所定の「2年未満」の利率
2年以上	当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

② 各別の預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

- ③ 前2項の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) 当行がやむえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 各別の預金が新型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

(ア)	6か月未満	解約日における普通預金の利率
(イ)	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
(ウ)	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
(エ)	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
(オ)	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
(カ)	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

② 各別の預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

(ア)	6か月未満	解約日における普通預金の利率
(イ)	6か月以上1年未満	第1項第2号の適用利率×50%

- (4) この預金の付利単利は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (関係規定の適用)

この取扱いに定めのない事項については、当行の積立定期預金共通規定により取扱います。

以上